

阿賀野市告示第22号

## 犬の抑留について

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項及び新潟県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和52年新潟県条例第9号)第14条第1項の規定により、犬を下越動物保護管理センターで抑留したので、同法同条第8項及び同条例同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年2月17日

阿賀野市長 田中 清善

区分 No.	抑 留			犬の特徴				
	年月日	時間	場所	種類	性別	毛色	体格	特記事項
1	4.2.15	14:20	阿賀野市 小松	柴犬	メス	茶	中型	首輪等なし。交通事故による傷、出血。